

# **大規模災害時 災害歯科保健活動**

## **基 本 指 針**

**2021 年**

**公益社団法人 大阪府歯科衛生士会**

## 目次

|                |   |
|----------------|---|
| 1. 本指針の目的      | 1 |
| 2. 大規模災害の定義    | 1 |
| 3. 本会の対応       | 1 |
| 1) 組織体制        | 1 |
| (1) 平時         | 1 |
| (2) 災害発生時      | 1 |
| 2) 時期別の対応指     | 2 |
| (1) 平時の対応      | 2 |
| (2) 災害の発生時の対応  | 2 |
| ①第1次対応         | 2 |
| ②第2次対応         | 2 |
| ③第3次対応         | 2 |
| ④第4次対応         | 3 |
| (3) 災害の支援活動の終了 | 3 |

## 1. 本指針の目的

本指針は、日本国内において大規模災害が発生した際には、公益社団法人大阪府歯科衛生士会（以下、本会）は、公益社団法人日本歯科衛生士会、一般社団法人大阪府歯科医師会等、関連団体（以下、他団体）と連携し、被災した会員及び一般市民への災害歯科保健活動を迅速かつ円滑に行うこととする。

## 2. 大規模災害の定義

本指針で決める大規模災害とは、自然災害（地震、津波、台風等による風水害・土砂災害・火山噴火等）、その他の災害であって、多数の人的及び物的損失をもたらし、復旧・復興までに数か月から数年に及ぶ長時間を要することが予想される災害のことをいう。

## 3. 本会の対応

### 1) 組織体制

#### （1）平時

会長は、災害歯科保健活動に関して他団体との連携・調整を行う。

災害発生時速やかに災害歯科保健活動が展開できるように災害対策委員会を設置し、以下の業務を行う。

- ① 本会員安否確認システム整備
- ② 災害発生時に必要な物資の検討、整備
- ③ 災害歯科保健歯科衛生士登録制度の整備
- ④ 災害歯科保健活動に係る各種マニュアルの作成、更新
- ⑤ 災害歯科保健に関する啓発等
- ⑥ 常に大規模災害に関する情報収集を行う

#### （2）災害発生時

- ① 会長は、災害が発生した場合速やかに災害対策本部（四役・災害対策委員）を設置し、本部長を決定する。
- ② 災害対策本部長は、災害対策部員として理事を速やかに招集する。
- ③ 災害対策本部は、災害歯科保健活動の実施にあたって情報収集を行い、本会としての対応方針や支援策を決定する。
- ④ 災害対策本部は、災害歯科保健活動の工程管理を行う。

## 2) 時期別の対応指針

### (1) 平時の対応

- ① 大阪府歯科衛生士会版「大規模災害時災害歯科保健活動基本指針」の整備・改定
- ② 災害発生時の他団体間の連絡および連携のあり方の整備と確立
  - ア 平時の連絡体制と連携方法に関して、他団体と検討し確立する。
  - イ 災害発生時の連絡体制と連携方法に関して、他団体と検討し確立する。
- ③ 会員情報を含む本会の各種システムおよびデータのバックアップの整備
- ④ 本会員の安否確認訓練や災害訓練等を行う。
  
- ⑤ 本会員安否確認システムの整備及び会員への安否確認訓練や災害訓練等の周知
- ⑥ 災害歯科保健歯科衛生士の登録及び更新
- ⑦ 防災物資（支援物資と防災物資）の管理
- ⑧ 災害歯科保健歯科衛生士の活動マニュアルおよび災害歯科保健歯科衛生士受け入れマニュアルの作成・配布

### (2) 災害の発生時の対応

- ① 第1次対応（目安：発生直後～72時間）
  - ア 会長は、速やかに被災状況を収集し、状況に応じて災害対策本部を設置し本部会議を招集して、本部長を決定し、理事を招集する。
  - イ 災害対策本部は、本部長の指示に基づき、他団体間で連絡・連携開始の確認を行う。
  - ウ 災害対策本部は、本部長の指示に基づき、情報収集を開始（被災状況の確認等）する。
  - エ 災害対策本部は、緊急対応方針案を審議し決定する。
  - オ 災害対策本部は、他団体との間で連絡・連携、齟齬のない対応の確認を行う。
  - カ 災害対策本部は、災害歯科保健活動指針マニュアルに沿って初期対応を開始する。
  
- ② 第2次対応（目安：発生後 4日目～1ヶ月程度）
  - ア 災害対策本部は、他団体との間で連絡・連携を図りながら、本会としての基本的な支援計画案を検討する。
  - イ 災害対策本部は、支援計画を審議し決定する。
  - ウ 災害対策本部は、決定された支援計画を公表し、必要に応じた広報を行う。
  - エ 災害対策本部は、支援計画に基づき応急修復期歯科保健活動を開始する。
    - ・本会員の安否確認開始
    - ・避難所への災害歯科保健歯科衛生士の派遣
    - ・災害歯科保健活動を実施するにあたり、緊急に必要な物資の提供等
  
- ③ 第3次対応（目安：発生後1ヶ月～6ヶ月程度）
  - ア 災害対策本部は、被災地の状況に応じ、応急修復期から復旧期災害歯科保健活動を継続的に展開する。

- ・本会員の安否確認継続
  - ・避難所や仮設住宅等への災害歯科保健歯科衛生士の派遣
  - ・災害歯科保健活動を実施するにあたり、必要な物資の提供等
- ① 災害対策本部は、災害歯科保健活動の定期的な報告・広報を行う。
- ② 災害対策本部は、必要に応じて地方自治体、他団体に対する要望活動を行う。

#### ④ 第4次対応（目安：発生後6ヶ月～）

- ③ 災害対策本部は、被災地の状況及に応じ、復旧期から復興期災害歯科保健活動を継続的に展開する。
- ・仮設住宅等への災害歯科保健歯科衛生士の派遣
  - ・災害歯科保健活動を実施するにあたり、必要な物資の提供等
- ④ 災害対策本部は、災害歯科保健活動の定期的な報告及び必要に応じた広報を行う。
- ⑤ 災害対策本部は、状況に応じて、暫定的な総括を行う。
- ⑥ 災害対策本部は、必要に応じて地方自治体、他団体に対する要望活動を行う。

### （3）災害支援活動の終了

- ① 会長は本会としての災害歯科保健活動の終了を確認し、災害対策本部を解散し、災害対策委員会の平時活動への移行を決定する。
- ② 災害対策委員会は、被災状況と本会の対応を記録・整理し、事務局に永久保管する。

# 災害歯科保健活動マニュアル

## 歯科衛生士の基本姿勢・行動手順編

2023 年

公益社団法人 大阪府歯科衛生士会

## 目次

|     |                                   |   |
|-----|-----------------------------------|---|
| 1   | 歯科衛生士としての基本姿勢 .....               | 1 |
| 1)  | 基本的な心構え .....                     | 1 |
| 2)  | 留意点.....                          | 1 |
| 2   | 平時の備え .....                       | 2 |
| 1)  | 歯科衛生士の活動 .....                    | 2 |
| (1) | 平時の心構えと役割.....                    | 2 |
| 3   | 災害時の行動手順 .....                    | 3 |
| 1)  | 大規模災害時の安全行動（会員の行動フロー） .....       | 3 |
| 2)  | 行動前の準備 .....                      | 4 |
| (1) | 災害時歯科保健活動の内容 .....                | 4 |
| (2) | 災害活動中の身分保障の確保 .....               | 4 |
| 3)  | 歯科保健活動に伴う必要物品 .....               | 5 |
| 4   | 被災地における歯科保健活動 .....               | 6 |
| 1)  | 救護所・救護センター・指定避難所等に行ける歯科保健活動 ..... | 6 |
| (1) | 歯科支援 .....                        | 6 |
| (2) | アセスメント・情報収集.....                  | 6 |
| 5   | 災害歯科保健活動報告書例.....                 | 7 |
| 1)  | 本部や関連機関への報告用紙 .....               | 7 |
| 2)  | 要請元および大阪府歯科衛生士会への報告 .....         | 7 |
| 3)  | 災害時の歯科保健医療福祉活動と関係書式例 .....        | 8 |

# 1 歯科衛生士としての基本姿勢

## 1) 基本的な心構え

- (1) 自分自身の安全確保、健康管理には十分に注意しましょう。
- (2) 歯科保健活動を押し付けることなく、被災地への支援を第一に考え、謙虚な気持ちで支援しましょう。
- (3) 被災者に寄り添い、被災者の話や思いに耳を傾けましょう。
- (4) 歯科衛生士として、また一人の支援者として自分の役割を認識し、周囲との協調性を持って連携体制のもとに活動をしましょう。
- (5) チームの一員として、チームの方針をよく理解し、基本に基づいた柔軟な対応を心がけましょう。
- (6) 常に落ちついた態度で対応し、どのような場面においても記録を取ることを心がけましょう。

## 2) 留意点

- (1) プライバシーへの配慮と、個人情報の取り扱いには十分に注意しましょう。
- (2) 保健、医療、福祉・介護等の関係者や行政及び関係機関等と連携して活動をしましょう。
- (3) 被災地は刻一刻と状況が変わっていることから、その状況に応じた活動を行うように心がけましょう。
- (4) 歯科以外の活動内容でも、被災地の状況を見極め、関係機関と連携し出来ることから始めましょう。何が必要か、自ら気づき対応していくことも大切です。
- (5) 避難所や仮設住宅を巡回する場合は、必ず代表者等に身分を明らかにした上で、歯科保健活動を行うようにしましょう。服装や腕章などで分かりやすくしておきましょう。
- (6) 安全を確保した上で、組織的な対応で行いましょう。
- (7) 被災者から歯科衛生士としての歯科保健活動以外のことを要求された場合などは必ず記録して、的確に代表者等に伝えましょう。

日本歯科衛生士会「災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル 2023」より引用

## 2 平時の備え

### 1) 歯科衛生士の活動

#### (1) 平時の心構えと役割

災害の発生を完全に予測することは不可能ですが、職能団体として災害時の被害を最小化する「減災」の考えを基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、歯科衛生士一人一人が指針に即した行動が出来るように備えましょう。



災害発生直後の避難所生活では、様々な口腔ケア用品が不足します。

緊急避難袋に“歯ブラシ”などを入れておきましょう。

##### 口腔ケア用品（例）

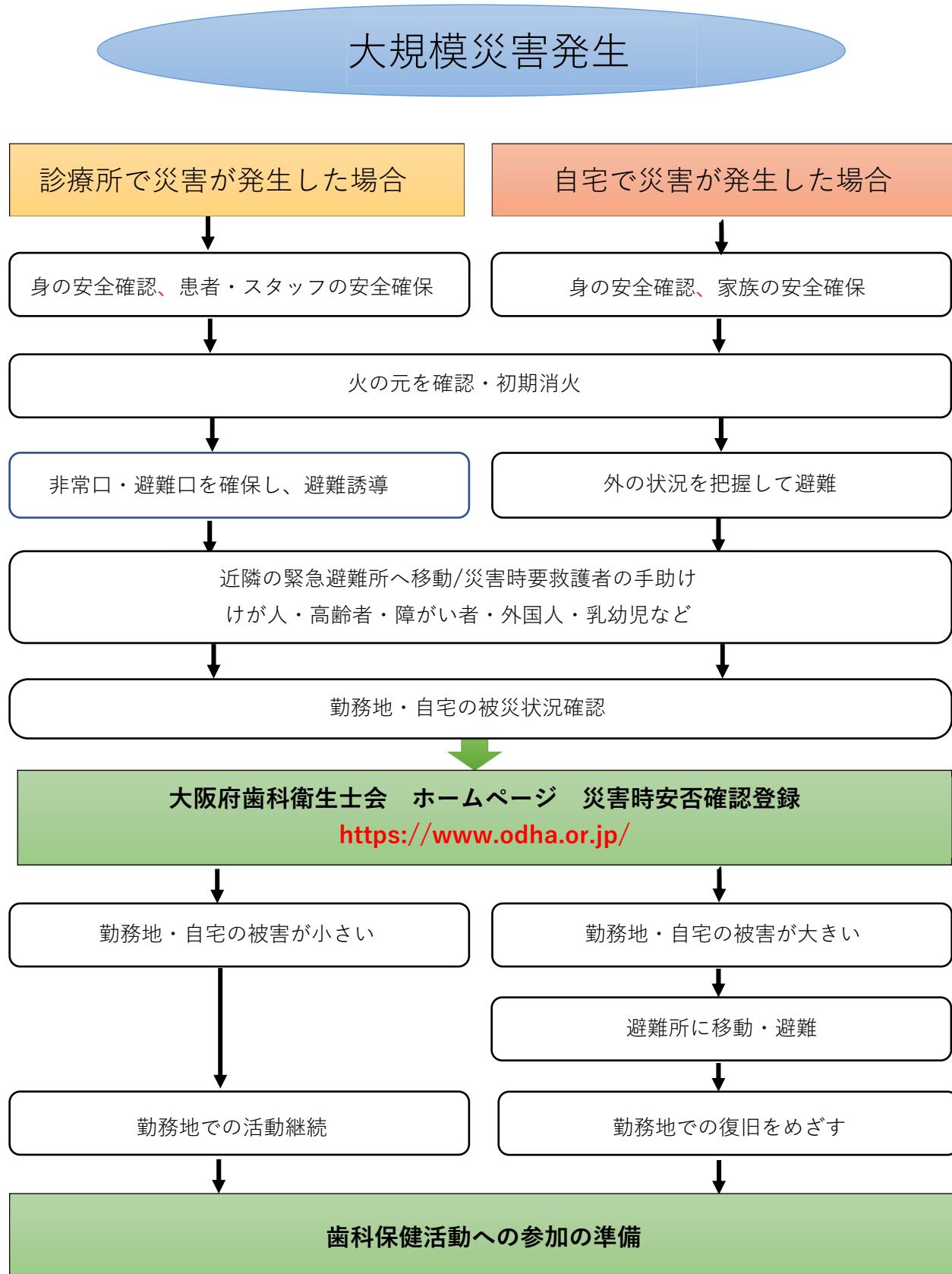
- 歯ブラシ、歯間ブラシ
- デンタルフロス（糸ようじなど）
- デンタルリンス（マウスウォッシュ）
- 口腔ケア用ウェットティッシュ
- 入れ歯洗浄剤、入れ歯の保管ケース



|    |   |
|----|---|
| 本会 | <ul style="list-style-type: none"><li>① 本会役員、災害支援担当者、関係機関等の連絡の整備と確認</li><li>② 大阪府歯科衛生士会版「大規模災害時災害歯科保健活動基本指針」の整備・改定</li><li>③ 大阪府、大阪府歯科医師会との協議・調整</li><li>④ 災害支援時の支援会員の旅費、宿泊料、保険、食糧費等の調整</li><li>⑤ 支部との連携強化</li><li>⑥ 発災時の安否確認の整備</li><li>⑦ 通信機器の整備</li><li>⑧ 会員情報を含む本会の各種システムおよびデータのバックアップの整備</li><li>⑨ 大阪府歯科衛生士会災害歯科保健歯科衛生士の登録及び更新</li><li>⑩ 災害歯科保健歯科衛生士の活動マニュアルの作成・配布</li><li>⑪ 定期的な情報伝達、対策本部設置及び運営、災害支援等の訓練を実施</li><li>⑫ 災害歯科保健活動に必要な物品の確保と備蓄</li><li>⑬ 災害歯科保健活動に関する研修の実施</li><li>⑭ 大阪府災害等応急対策実施要領等からの情報収集</li></ul> |
| 会員 | <ul style="list-style-type: none"><li>① 安否確認など情報伝達方法の理解と各種訓練への参加</li><li>② 災害歯科保健歯科衛生士に登録（大阪府歯科衛生士会は年度ごと、日本歯科衛生士会は3年ごとに更新）</li><li>③ 災害歯科保健活動に関する研修会に参加し、役割を確認</li><li>④ 自治体が実施する防災訓練への参加</li><li>⑤ 避難場所や経路の確認</li><li>⑥ 非常持ち出し用品の準備、家族との安否確認方法の確認</li></ul> <p>※日本歯科衛生士会「歯科衛生士賠償責任保険」等への加入</p>   |

### 3 災害時の行動手順

#### 1) 大規模災害時の安全行動（会員の行動フロー）



## 2) 行動前の準備

### (1) 災害時歯科保健活動の内容

- ① 歯科保健医療のニーズ調査
- ② 歯科相談窓口の設置、緊急歯科治療の補助
- ③ 地域歯科医療機関の情報収集や連絡調整
- ④ 医療、福祉・介護に係る多職種との連携
- ⑤ 避難所・仮設住宅等での口腔健康管理
- ⑥ 口腔ケア用品、支援物資等の配布、口腔衛生環境の整備
- ⑦ 福祉避難所・介護施設・障害者施設等における口腔健康管理
- ⑧ 保育所・幼稚園・学校等における歯科保健指導

### (2) 災害活動中の身分保障の確保

災害歯科保健活動を行う際には、派遣元にて保険加入しますが、様々な危険を想定して、歯科衛生士賠償責任保険にも加入することをお勧めします。

日本歯科衛生士会「災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル 2023」より一部引用

### 3) 歯科保健活動に伴う必要物品

被災地への支援では、歯科保健活動に必要な物品をできる限り持参し、現地ですぐに活動できるように準備することが必要です。

また、前任者から引き継ぐ場合は、事前に連絡をしておきましょう。

#### ◇活動時の服装（参考）

- ① 歯科衛生士を表示した防災服やジャケットを着用する。  
(支援歯科衛生士であることが分かり、安全性も高い)
- ② 靴は底の厚いもの、災害状況によっては安全靴や長靴などを履く。
- ③ 冬季は、特に保温に留意し、防寒服を着用する。
- ④ 雨天時は、フード付き雨合羽を着用する。
- ⑤ 所属の腕章・ゼッケンをつけ、また本人の名札を付ける。
- ⑥ 必要に応じてヘルメット・軍手を着用する。

#### ◇携帯品

- ① 両手が使え、動作がしやすいようリュックサックに携帯品を入れる。
- ② 貴重品や筆記用具などは、ウエストポーチなどを活用する。

#### ◇携帯品一覧（例）

|                 |  |
|-----------------|--|
| 活動用品            | <ol style="list-style-type: none"><li>① 防災服（ジャケット）、所属の腕章（名札・ゼッケン）等、雨具（合羽）、折りたたみ傘、室内履き（スリッパ以外、ナースシューズ等）、懐中電灯、帽子、長靴、軍手、ヘルメット、冬季は防寒着</li><li>② 地図、記録用紙、筆記器具、クリップ、バインダー、活動資料</li><li>③ 予防衣（ディspoエプロン）、歯科保健指導用グッズ、口腔衛生用品、ゴム手袋、マスク（不織布）、タオル、ビニール袋（多めに）、ごみ袋、ウエットティッシュ、ペンライト、手指消毒薬 フェイスガード、ペーパータオル、ティッシュペーパー、紙コップ、ミネラルウォーター500ml（うがい用）、ディspoミラー・ピンセット</li><li>④ 災害歯科保健活動歯科衛生士実践マニュアル</li><li>⑤ 歯科保健指導用グッズ及び口腔ケアグッズ複数</li></ol> |
| 個人物品            | <ol style="list-style-type: none"><li>① 本人の身分証明書（日本歯科衛生士会災害歯科保健歯科衛生士登録証、運転免許証、歯科衛生士免許証コピー、または日本歯科衛生士会会員証等）</li><li>② 健康保険証、常備薬、手指消毒薬（携帯ウエルパス等）、携帯袋（リュック）、冬季はカイロ</li><li>③ 室内履き、着替え、宿泊セット、テレfonカード、現金、小銭、水筒（水）、非常食、食品包装用ラップフィルム、携帯電話、充電器等</li></ol>   |
| IT 機器等<br>(必要時) | パソコン、プリンター、デジタルカメラ、CD・USB 等の記憶装置   |

日本歯科衛生士会「災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル 2023」より一部引用

## 4 被災地における歯科保健活動

### 1) 救護所・救護センター・指定避難所等に行ける歯科保健活動

被災した市町村は、現地医療機関だけでは対応困難とした場合、救護所を設置することになっています。また、救護所では対応できない場合、救護センターを設置します。

#### (1) 歯科支援

口腔ケア物資の支援と普及啓発（ポスター掲示・リーフレット配布等）

- ① 救急歯科医療活動
- ② 避難所における巡回歯科医療活動
- ③ 避難所における巡回歯科相談
- ④ 施設における口腔ケアと歯科相談
- ⑤ 仮設住宅における歯科相談

#### (2) アセスメント・情報収集

避難生活者の健康維持に影響する歯科口腔保健問題を概括的に把握し、現地災害対策本部（災害公衆衛生活動の歯科分野）に伝達して、支援調整に役立てます。

##### ・施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票（集団・迅速）（災歙 2-1）

歯科や保健医療の専門家だけでなく、避難所の運営スタッフや支援者が用いて、評価することができる。

##### ・歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票（個別・個人）（災歙 3-2）（レベル3）

支援者が避難所において、個別のニーズ調査を行う。

##### ・歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票（個別・複数）（災歙 3-3）（レベル3）

支援者が避難所・施設等において、集団で個別のニーズ調査を行う。

##### ・歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票総括票（災歙 3-4）（レベル3）

歯科衛生士が避難所等において、個別に口腔健康管理や相談を行う。

##### ・歯科保健指導 実施票（集団）（災歙 3-5）

歯科衛生士が避難所・施設等において、集団を対象に歯科保健相談・口腔健康管理・指導を行う。

※日本歯科衛生士会「災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル 2023」より

#### 重　要

※現地対策本部等からの指示調整に従い、救護所・避難所等の情報を得たうえで、

歯科保健活動を行う。個人情報保護の確認。

※総括を担当する実情に詳しいコーディネーターを確保する。

※多職種との情報交換、情報伝達を引き継いで対応できる連携体制の整備が重要。

※歯科保健活動の記録及び避難所アセスメントは、

日本歯科衛生士会「災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル 2023」を活用

## 5 災害歯科保健活動報告書例

### 1) 本部や関連機関への報告用紙

- ・**災歙 3-4 歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票総括表（レベル3）**

歯科衛生士が避難所等において、個別に口腔健康管理や相談を行う。

- ・**災歙 3-7 歯科保健医療救護 報告書（災害時歯科共通対応記録）（レベル3）**

※出務場所ごとの「災歙 2-1 施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票」も提出

### 2) 要請元および大阪府歯科衛生士会への報告

- ・**災歙 4-1 災害歯科保健活動報告書【日報】**

歯科衛生士活動報告

※1日1枚チームごとに作成

※災歙 3-4 歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票総括表

災歙 3-7 歯科保健医療救護 報告書も提出

### 3) 災害時の歯科保健医療福祉活動と関係書式例

| フェーズ         | フェーズ1<br>超急性期<br>発炎～3日                       | フェーズ2<br>急性期・亜急性期<br>4日～1・2週間  | フェーズ3<br>慢性期<br>1・2週間～3ヶ月   | フェーズ4<br>復興期<br>3ヶ月以降 |
|--------------|--|--|---|-----------------------|
| 歯科アセスメント     | レベル1<br>公衆衛生・共通の眼<br>(集団・迅速 全体評価)            | レベル2<br>公衆衛生・歯科職の眼<br>(集団・迅速 歯科評価)   |   |                       |
| 歯科衛生士支援活動(例) |  | 状況の把握・支援準備・連絡調整  | レベル3<br>臨床的な歯科職の眼<br>(個別 歯科評価)  |                       |
| 各種書式         | 施設・避難所等ラピッドアセスメントシート (OCR対応様式)<br><br>(全体評価) | 災歙2-1 施設・避難所等歯科口腔保健ラピッドアセスメント票<br><br>災歙2-2 施設・避難所等歯科口腔保健ラピッドアセスメント票<br>総括表 (簡易版)<br><br>災歙2-3 施設・避難所等歯科口腔保健ラピッドアセスメント票<br>総括表 (詳細版) | 災歙3-1 災害時の歯・口に関する質問用紙<br><br>災歙3-2 歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施用 (個別・個人)<br><br>災歙3-3 歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施用 (個別・複数)<br><br>災歙3-4 歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票総括表<br><br>災歙3-5 歯科保健指導 実施票 (集団)<br><br>災歙3-6 歯科保健医療救護 個別記録表 (災害時歯科共通対応記録)<br><br>災歙3-7 歯科保健医療救護 報告書 (災害時歯科共通対応記録) |                       |

# **災害歯科保健活動マニュアル**

## **報告書・参考資料編**

**2021年**

**公益社団法人 大阪府歯科衛生士会**

# 1. 災害支援歯科保健活動報告書

## 本部や関連機関への報告用紙

- 1) 歯科保健医療ニーズ調査・保健指導実施票総括票（レベル3）（災歙 3-4）  
　　歯科衛生士が避難所等において、個別に口腔ケアや相談を行う。
- 2) 歯科保健医療救護報告書（災害時歯科共通対応記録）（レベル3）（災歙 3-7）  
※出務場所ごとの「避難所等歯科口腔保健標準アセスメント票（災歙 2-1）も提出

## 要請元および大阪府歯科衛生士会への報告

- 1) 災害支援活動報告書【日報】（災歙 4-1）
- 2) 歯科衛生士活動報告

※1日1枚チームごとに作成

※歯科保健医療救護報告書災歙（3-7）や歯科保健医療ニーズ・保健指導実施票総括表（災歙 3-3）も提出

## 2. 参考資料

災害時は、情報の混乱が生じますので、常に直近の正しい情報を入手することに心がけましょう。

厚生労働省や都道府県の災害対策本部棟からの情報は、ホームページや行政・歯科医師会・歯科衛生士会等から入手するようにしましょう。

### 1) 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/>

(1) 東日本大震災関連情報

(2) 災害情報

(3) 感染予防対策

① インフルエンザ

② 感染性胃腸炎予防対策

③ 新型コロナ

### 2) 内閣府 防災情報ページ

<http://www.bousai.go.jp/>

各種災害対策、防災対策制度、普及啓発等

### 3) 大阪府

大阪府ホームページ 大阪府災害等応急対策実施要領

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/saigaiokyutaisaku/saigaioukyuyouryo.html>

### 4) 日本歯科医師会

<http://www.jda.or.jp/>

### 5) 国立保健医療科学院歯科口腔保健の情報サイト（通称：歯っとサイト）

<http://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/>

### 6) 日本災害時公衆衛生歯科研究会

<http://jsdphd.umin.jp/>

### 7) チーム医療推進協議会

<http://www.team-med.jp>

### 8) 日本歯科衛生士会

<http://www.jdha.or.jp/>

- (1) 歯科衛生士法
- (2) 都道府県歯科衛生士会
- (3) 口腔ケア支援活動の指導教材・媒体等
  - ① リーフレット  
「被災地で健康を守るために口内を清潔に使用！よく噛もう！話そう“！”」
  - ② 冊子 「お口の健康の手引き」
- (4) 歯科衛生だより情報
  - ① 2011 vol.4 8月号 「被災地での健康を守るために、口腔ケアを支援します」
  - ② 2012 vol.9 6月号 「災害支援歯科フォーラム」
  - ③ 2012 vol.10 8月号 「災害時にお口の健康を守るために」
  - ④ 2014 vol.20 4月号 「大規模災害時にお口と全身の健康を守るために」
  - ⑤ 2017 vol.42 12月号 「災害は、突然、どこでも起こります！災害時に口腔ケアを！」
  - ⑥ 2019 vol.54 12月号 「災害に備えよう～お口の健康編～」
- (5) ハンドブック 「災害時におけるメディカルスタッフの役割」
- (6) 災害支援活動マニュアル
  - ① 2015年12月発行 災害支援活動歯科衛生士実践マニュアル 改訂版
  - ② 2016年12月発行 災害支援歯科衛生士活動マニュアル追補版
  - ③ 2018年12月発行 災害支援活動歯科衛生士実践マニュアル改訂版（書式改訂）
  - ④ 2018年12月発行 災害支援・歯科保健活動時の啓発資料集
- (7) 研修資料  
2020年5月22日 災害時の歯科保健支援演習（DHUGⅢ）

日本歯科衛生士会「災害支援活動歯科衛生士実践マニュアル改訂版」より一部引用